

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委 託 業 務 の 名 称 岩手県議会議員会館清掃等業務委託
- 2 委 託 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委 託 業 務 の 実 施 場 所 盛岡市内丸7番10号 岩手県議会議員会館
- 4 委 託 料 金〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額〇〇円)
- 5 契 約 保 証 金 ≪契約額の100分の5以上の額又は免除≫

岩手県 (以下「発注者」という。)と〇〇 (以下「受託者」という。)とは、上記の業務の実施を受託者に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総 則)

第1条 受託者は、発注者から委託を受けた業務 (以下「委託業務」という。)をこの契約書及び岩手県議会議員会館清掃等業務委託仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

(実施に関する指示等)

第2条 発注者は、受託者に対して委託業務の実施に関してその作業に立会い、又は必要な事項を指示することがある。

2 受託者は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(権利の譲渡等)

第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合、又は信用保証協会法 (昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が会計規則 (平成4年岩手県規則第21号)第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部についてあらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、発注者、受託者協議して書面により定めるものとする。

(完了報告及び確認)

第6条 受託者は、毎日の業務が完了した都度、別記様式による清掃等業務日誌 (1)及び清掃業務日誌 (2)を発注者に提出しなければならない。

2 受託者は、各月の委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

- 3 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。
- 4 受託者は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては補正後の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

第7条 発注者は、委託料を受託者の請求により次のとおり毎月支払うものとする。

月額〇〇円

- 2 発注者は、前項の規定による書類を受領したときは、その日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第8条 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払額につき、年〇〇パーセント（注1）の割合で計算した遅延利息を受託者に支払うものとする。

（注1）令和8年4月1日現在において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(違約金)

第9条 発注者は、受託者が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日数に応じ契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年〇〇パーセント（注2）の割合で計算した違約金を徴収することができる。

（注2）令和8年4月1日現在において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(履行の追完請求及び委託料の減額)

第10条 発注者は、受託者が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、受託者に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受託者に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の受託者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規程に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同行の規程に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (3) 受託者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力

団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を、下請契約等の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（受託者の催告による解除権）

第13条 受託者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第14条 受託者は、次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下となるとき。
- (2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を越えたとき。
- (3) 発注者が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

（契約解除の場合における委託料の返還）

第15条 受託者は、第11条又は第12条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受託者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年〇〇パーセント（注3）の割合で計算した延滞金を発注者に支払わなければならない。

（注3）令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（契約解除の場合における損害賠償金）

第16条 受託者は、第11条又は第12条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、第13条又は第14条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受託者の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、発注者、受託者協議して定める。

（不当介入に対する措置）

第17条 受託者は、受託者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察にも通報しなけ

ればならない。

(施設等の使用)

第 18 条 受託者は、発注者の承認を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

2 発注者は、受託者に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。

ただし、受託者は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

3 発注者は、受託者に対し従事者の休憩室として従業員室 12.16 m²を無償で供与するものとする。

4 受託者は、委託業務の実施に当たっては、発注者の施設及び設備等について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(管理者の責務)

第 19 条 受託者は、委託業務の実施に当たっては、発注者の施設及び設備について、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない

(書類の保存)

第 20 条 受託者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(秘密の保持)

第 21 条 受託者は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第 22 条 受託者は、自己の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補 則)

第 23 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者、受託者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受託者記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也

受託者 ○○
○○
○○